

第1回（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会 会議次第

令和5年1月18日（水）午後7時～

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委嘱状の交付

4.（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員自己紹介（P1）

5.（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会の趣旨説明（P4）

6.（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会委員長、副委員長選任

委員長：

副委員長：

7. 議 事

（1）（仮称）波賀市民協働センター概要説明（別冊資料参照）

（2）施設愛称募集について（P6）

（3）その他 ロゴマーク・費用弁償

次回委員会開催日 令和5年 月 日（ ）

場所：市民センター波賀 大ホール 時間：19:00～

8. 閉 会

(仮称) 波賀市民協働センター運営検討委員会名簿

No.	役 職	氏 名	備 考
1		こ ばやし しん ばち 小 林 晋 八	自治会の代表
2		い もと たかし 井 本 孝	自治会の代表
3		ふじ わら たく ろう 藤 原 卓 郎	生涯学習センター利用者
4		おお たに いく こ 大 谷 郁 子	生涯学習センター利用者
5		おか だ あん な 岡 田 杏 奈	子育て支援センター利用者
6		おか まえ ち え 岡 前 千 恵	子育て支援センター利用者
7		かけい かず ひこ 寛 和 彦	公募による市民
8		はし だん たけし 栢 段 健	公募による市民
9		はら だ こう じ 原 田 康 嗣	公募による市民
10		たに ぐち あけ み 谷 口 朱 美	公募による市民
11		さか ぐち かず ゆき 坂 口 和 幸	その他市長が必要と認める者
12		お まえ かず ひこ 尾 前 和 彦	その他市長が必要と認める者
	事務局	おお た あつ こ 大 田 敦 子	波賀市民局長
		もみ き たかし 楳 木 隆	波賀市民局副局長
		たる もと み ち こ 樽 本 美 稚 子	波賀保健福祉課長
		とう じ よし ゆき 田 路 賀 之	波賀生涯学習事務所長
		やま うち ひで き 山 内 英 樹	波賀市民局まちづくり推進課 係長
		たき もと だい き 瀧 本 大 貴	波賀市民局まちづくり推進課 主査

○宍粟市（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会要綱

令和4年9月1日告示第59号

宍粟市（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会要綱

（設置）

第1条 （仮称）波賀市民協働センター（以下「協働センター」という。）の運営にあたり、市民等の意見を聴取するため、（仮称）波賀市民協働センター運営検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、合併前の波賀町の区域（以下「波賀町」という。）における次に掲げる事項に関し、必要な意見及び提言等を行うものとする。

- （1） 協働センターの愛称に関すること。
- （2） 協働センターの運営に関すること。
- （3） その他市長が必要と認めること。

（組織）

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、波賀町に居住する者で、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1） 自治会の代表
- （2） 生涯学習センター利用者
- （3） 子育て支援センター利用者
- （4） 公募による市民
- （5） その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から協働センターの供用開始日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていない場合は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴

き、又は関係者から必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、波賀市民局まちづくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、協働センターの供用開始日をもって、失効する。

波賀市民協働センター運営検討委員会スケジュール

令和4年度			令和5年度											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
愛称募集と決定、ロゴマーク？ 運営方法（開館日、時間、使用料、使用方法）の 意見徴収			多くの方に利用してもらえするための利活用 方法等について協議（アイデアの持ち寄 り）											
			12月議会 波賀市民協働センター設備及び運営に関する条例により名 称、運営方法が決定（12月議会上程のためには、11月 中に運営方法を決定する必要がある。）											
波賀市民協働センター運営検討委員会（1～1.5月に1回開催）											令和6年3月竣工予定			
1月18日 水曜日		3月最終週		5月最終週		7月最終週		9月最終週		11月最終週				



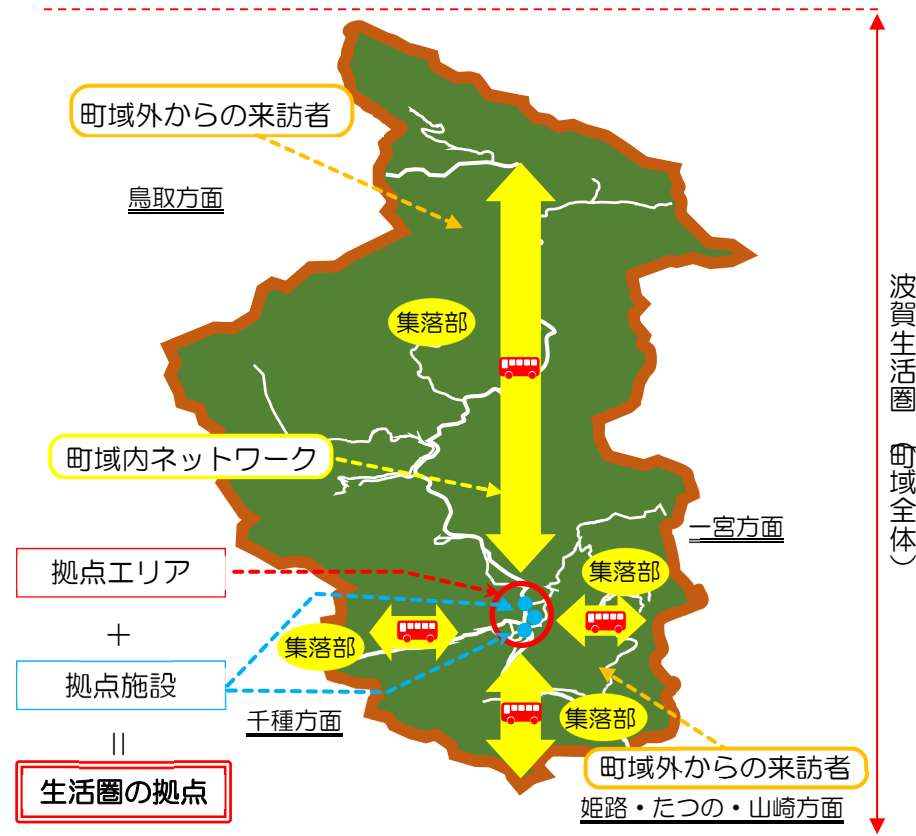
波賀生活圏の拠点づくりの考え方(概要版)

生活圏の拠点づくりの趣旨と目的

町域を“生活圏”と捉え、生活に必要な様々な機能が集まった“拠点”をつくと共に、公共交通や情報通信などのネットワークにより、将来にわたって地域の利便性や賑わいを確保し、さらには地域活力の向上を図ることを目的としています。

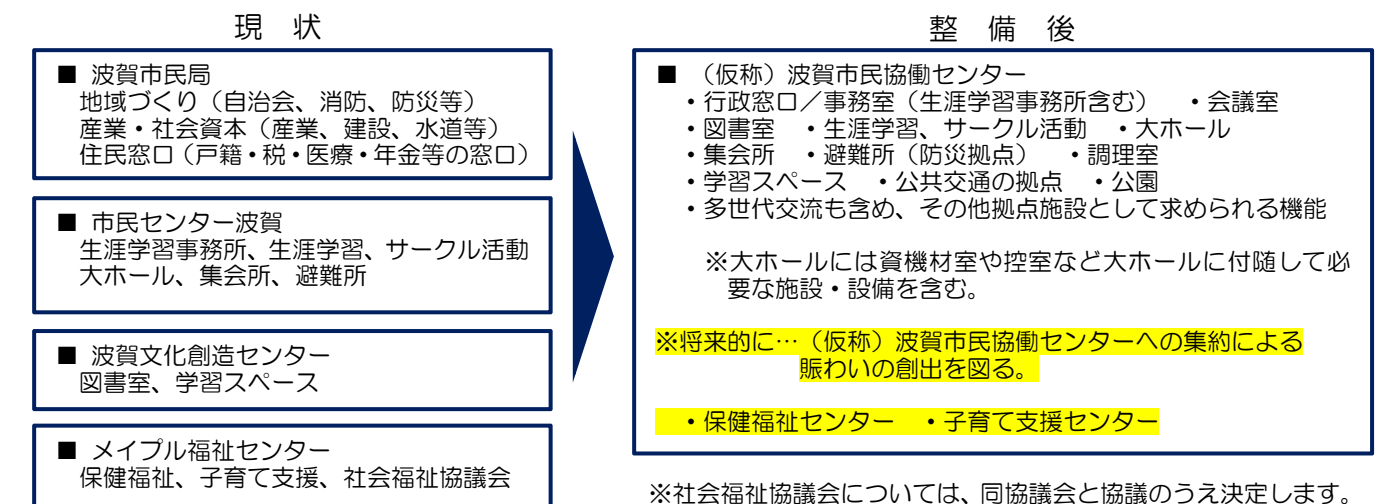
1 波賀生活圏の将来像

日常生活に必要な機能が集積している波賀市民局及び安賀周辺を「拠点エリア」とし、老朽化が著しい市民センター波賀について、波賀市民局の空きスペースを活用しつつ、大ホールを波賀市民局に隣接して整備し防災拠点としての機能の強化や、市民センター波賀の跡地に公園を整備するなど、拠点エリアにおける賑わいの確保・創出を図り、多世代・多地域の人々が交流する「生活圏の拠点」を形成します。



4 拠点施設の機能

波賀市民局の空きスペースを最大限に活用し、市民センター波賀・波賀文化創造センター図書室・買い物スペースを集約することで、拠点に賑わいを創出していきます。



2 波賀町の魅力と課題

地域の「魅力」を活かし、地域の「課題」を克服していくことが、安心して住み続けられる地域づくりに繋がります。

■波賀町の魅力

「温かい人柄・地域コミュニティ」「特色があり、充実した既存施設」「豊かな自然環境・観光資源」
「良好な子育て環境」

■波賀町をより魅力ある地域にするための課題

「交通の不便」「買い物の不便」「高齢者の生きがいへの不安」「若者の地域離れ(働く場の不足)」
「子育て・教育の選択肢の少なさ」

3 生活圏の拠点づくりに向けた基本方針

（1）買い物の場の確保・交通網の充実

拠点エリアの中で買い物の場の確保並びに、地域住民が利用しやすい公共交通の整備。

（2）生涯学習や文化・芸術活動の推進

多世代の人々が交流する、楽しみや生きがいを育む新たな施設を整備し、地域の魅力と利便性を高める。

（3）子育て・教育環境の充実

若者や子育て世代に選ばれる地域づくりをめざすとともに、教育環境の充実を図る。

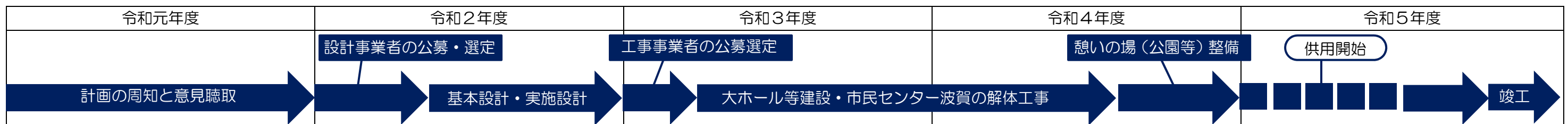
（4）スポーツ・健康づくりの推進

現状の施設を維持しつつ地域をあげて健康づくり、スポーツに取り組める条件整備を進める。

5 拠点づくりにおける全体の考え方

波賀生活圏の拠点づくりは、地域で助け合うまちづくり、いつまでも波賀町に住み続けることができる環境や体制づくりにつなげていく必要があり、あらゆる世代の人たちが集まり交流が生まれ、また誰からも親しまれる、やさしい拠点施設とすることが必要であるため、次のことを念頭に実施していくこととします。

- ① 拠点施設がより親しまれるものとするため、拠点施設の名称は公募します。
- ② 拠点施設の整備にあたっては、既存の施設を有効に活用することを前提に必要なものを建設し、一方では、既存施設を維持していくことにとらわれず、老朽化している施設を廃止することや、継続すべき施設については活用方法を検討するなど維持管理費用の削減を図ります。
- ③ 市民からの具体的な内容の提案があった場合は、市としても積極的に関わりつつ、生活圏の拠点づくりに取り組みます。
- ④ 本計画策定後、市が計画内容と違った方向に変更する場合においては、旧波賀生活圏の拠点づくり検討委員会委員を参集のうえ説明し、了承を得たうえで、拠点施設の具体化と活用を含めた生活圏の拠点づくりに取り組みます。



(仮称)千種市民協働センター 愛称を募集します！

施設の特徴

(仮称)千種市民協働センターは、千種市民局・千種生涯学習センター（センターちくさ）が1か所に集約された施設です。

センターには多目的スペース、ラウンジ、交流展示スペース、大ホールを設け、親子をはじめ多世代交流を図る施設を目指します。



趣 旨

宍粟市では現在、行政・生涯学習の機能が集約された(仮称)千種市民協働センターを令和3年12月のオープンを目指して建設しています。拠点施設を中心にまちが賑わい、活気あふれる地域づくりを進めるため、地域住民をはじめ市民の皆様に末永く親しまれ、広く活用いただけるような愛称を募集します。

応募資格

宍粟市民の方や、宍粟市内に通勤・在学している方、宍粟市出身の方など、宍粟市に関心のある方であれば、どなたでも応募可能です。

応募方法

- おひとり様2点まで応募できます。
- 次の必要事項を記入し、郵送・FAX・電子メールにて応募ください。
- 宍粟市役所地域創生課・各市民局まちづくり推進課に応募用紙を持参いただいても結構です。

必要事項

- ①施設の愛称（ふりがな） ②愛称の説明（理由や込めた思いなど） ③郵便番号・住所
- ④氏名（ふりがな） ⑤年齢 ⑥連絡先（電話番号） ⑦学生の場合は学校名・学年

募集期間 令和3年8月13日（金）まで【当日消印有効】

応募用紙 主な配布場所

宍粟市役所地域創生課・各市民局（三方町出張所含む）・エーガイヤちくさ・市ホームページからもダウンロードできます。必要事項がすべて記載されていれば、応募用紙以外でも応募できます。

応募先・お問い合わせ先

〒671-3201 宍粟市千種町千草160 宍粟市役所 千種市民局 まちづくり推進課 まちづくり防災係内
(仮称)千種市民協働センター運営検討委員会愛称募集係

電話：0790-76-2210（受付時間は平日8：30～17：15） FAX：0790-76-8020

Eメール：ch-machizukurisuishin-kk@city.shiso.lg.jp

応募作品に係る留意事項

- ① 簡潔明瞭で、覚えやすく、親しみやすいものとします。

② 拠点施設としてふさわしいものとします。

③ 応募者自作の未発表のもので、第三者が有する著作権を侵害していないものに限りま

す。

これに反する場合は、選考発表後でも採用・受賞を取り消すことがあります。

④ 採用された作品の著作権・商標権・その他一切の権利は、宍粟市に帰属します。

⑤ 作品の採用にあたり、市の判断により一部変更または補作する場合があります。

⑥ 必要事項の記載がない作品は、無効となる場合があります。

⑦ 応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。

⑧ 個人情報、宍粟市において適切に管理し、本愛称選考後に必要な事務以外に使用しません。

⑨ 応募作品について、著作権に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。


- 選考方法
- 応募作品の中から（仮称）千種市民協働センター運営検討委員会で選考し、優秀賞作品1点を決定します。同一作品の応募が多数あった場合は、宍粟市の抽選により受賞者を決定します。
- 選考結果発表
- 受賞者本人に通知するとともに、宍粟市広報・宍粟市公式ホームページなどで発表します。
- 賞品
- 優秀賞1名：図書カード1万円 / 応募者の中から抽選で20名：図書カード2,000円分
- その他
- 採用された方は、オープニング式典で表彰させていただきます。優秀賞の受賞者は、氏名・住所・年齢（園児・学生は学校園名・学年）を公表します。
- 切り取り線-----
- （仮称）千種市民協働センター 愛称募集 応募用紙
- | | | | | | |
|------|---|------|--|------------------------|--|
| ふりがな | | | | | |
| 愛称 | | | | | |
| 理由 | | | | | |
| 住所 | 〒 | | | | |
| ふりがな | | | | (匿名希望) | |
| 氏名 | | | | 匿名希望の方は上に
○をつけてください | |
| 年齢 | | 電話番号 | | | |
| 学校園名 | | | | 学年 | |
- 7

「別冊」

(仮称) 波賀市民協働センター整備工事
概要説明資料

- 整備工事工程表
- 完成予想図（イメージパース）
- 設計図（サイン配置図：外構、ホール棟、市民局）

(仮称) 波賀市民協働センター整備工事 工程表

		令和4年度				令和5年度												令和6年度		
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
整備施設	(仮称) 波賀市民協働センター整備工事	(仮称) 波賀市民協働センター整備工事：令和4年11月30日～令和6年3月15日																		
	(仮設工事)	西側駐車場																		
	(解体工事)	解体工事																		
	(庁舎1階改修)	市民局1階 改修工事																		
	(庁舎2階改修)	市民局2階 改修工事																		
	(ホール建設)	ホール棟 建設工事																		
	(外構工事)	屋外附帯 外構工事																		
	工事施工管理																			
解体施設	請負業者選定																			
	市民センター (解体工事)	解体工事																		
施設設置運営	運営検討委員会 「同委員会要綱」																			
	波賀市民協働センター 「設置管理条例」																			
	波賀市民協働センター 「条例施行期日規則」																			
	波賀市民協働センター 「管理規則」																			
	運営委員会 「同委員会要綱」																			

（仮称）波賀市民協働センター整備工事

完成イメージパース（鳥瞰）

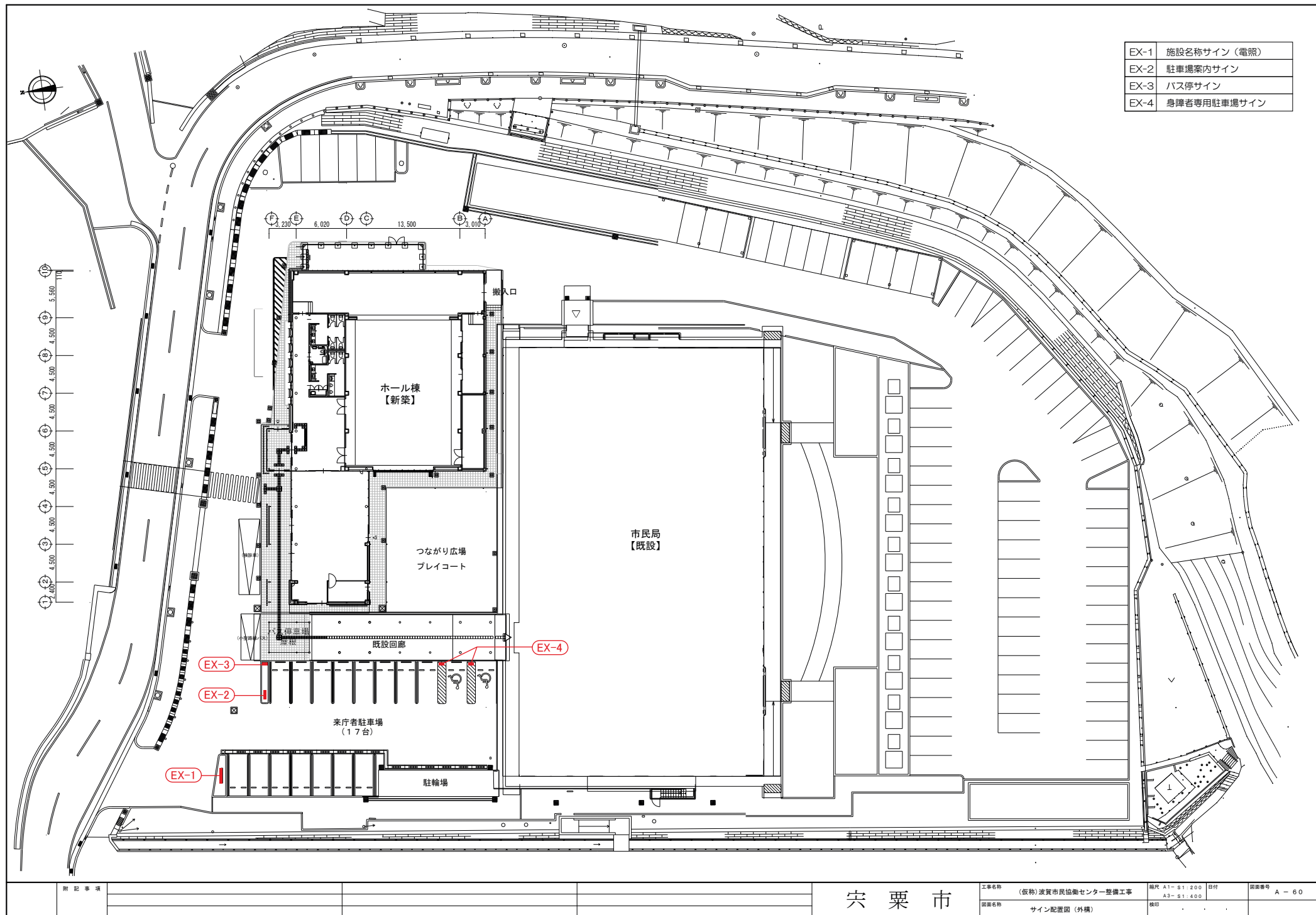


完成イメージパース（鳥瞰）

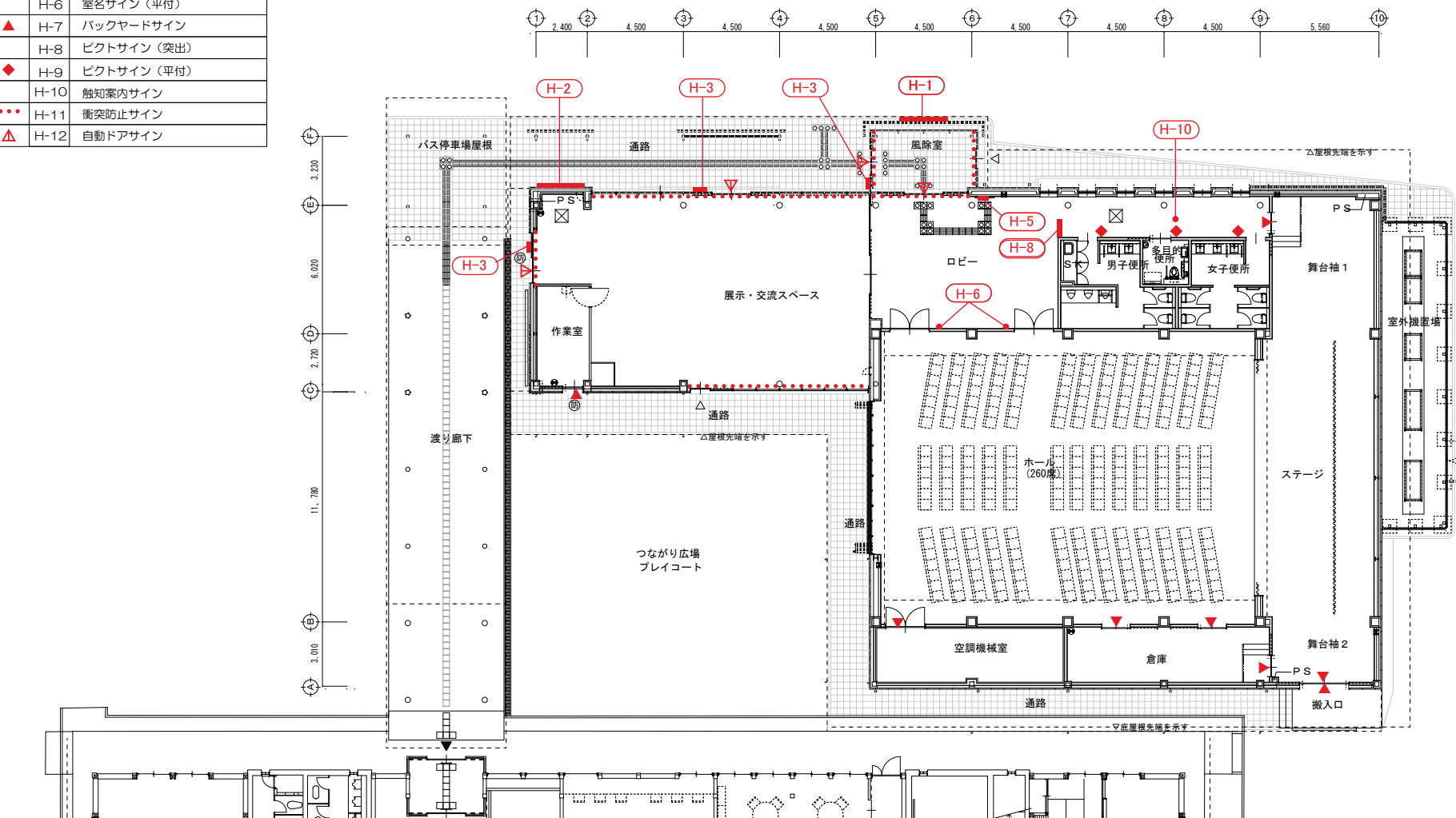


ホール棟（内観）





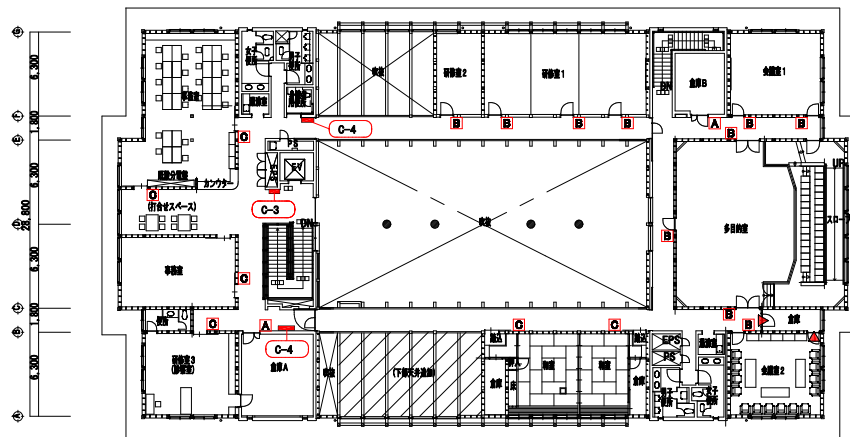
H-1	施設名称サイン（ホール棟）
H-2	名称サイン
H-3	入口名称シートサイン
H-5	総合案内サイン
H-6	室名サイン（平付）
▲	H-7 バックヤードサイン
H-8	ピクトサイン（突出）
◆	H-9 ピクトサイン（平付）
H-10	触知案内サイン
...	H-11 衝突防止サイン
△	H-12 自動ドアサイン



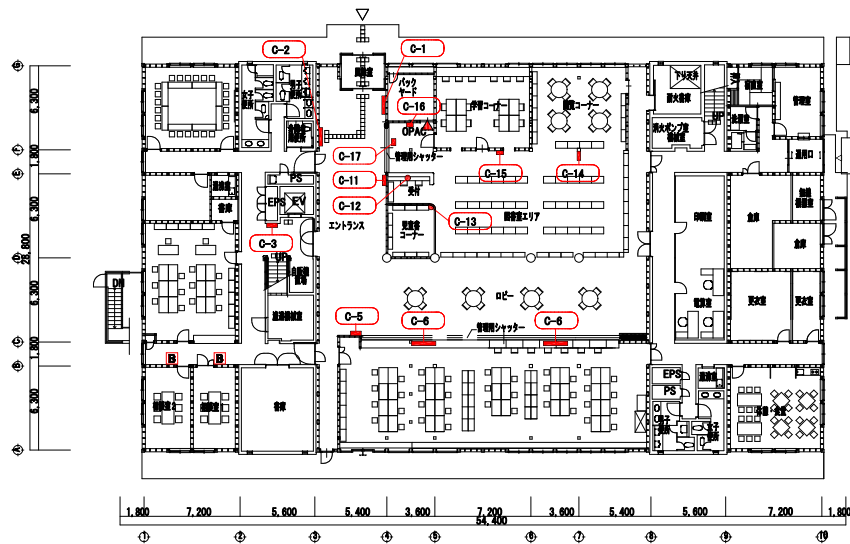
宍 栗 市

工事名称	(仮称) 渡賀市民協働センター整備工事	縮尺	A1: S1: 100 A3: S1: 200	日付		図面番号	A - 61
図面名称	サイン配置図（ホール棟）	検印					

	C-1	通廊名義サイン (両見通)
	C-2	集合案内板 (両見通)
	C-3	フロア案内板 (両見通)
	C-4	廊下サイン (両見通)
	C-5	行楽案内板 (両見通)
	C-6	行楽案内板 (両見通)
A	C-7	集合サインA (両見通)
B	C-8	集合サインB (両見通)
C	C-9	集合サインC (両見通)
▲	C-10	バックヤードサイン
	C-11	通廊名義サイン
	C-12	通廊案内サイン
	C-13	通廊案内サイン
	C-14	通廊案内サイン
	C-15	通廊案内サイン
	C-16	通廊案内サイン
	C-17	スタンディング



2階平面図



1階平面図